

電気需給に関する重要事項説明書

電気事業法第2条13第2項に従い電気需給契約の内容を以下の通り説明いたします。

| | | |
|---------------|-----------------|---------------------|
| いばらきコープ電気小売事業 | コープデリでんき | |
| 契約当事者 | いばらきコープ生活協同組合 | |
| 電気メニュー | FIT 電気メニュー (取次) | ベーシック電気メニュー |
| 小売電気事業者名・登録番号 | ㈱地球クラブ A0082 | いばらきコープ生活協同組合 A0510 |
| 所在地 | 東京都渋谷区渋谷 3-29-8 | 茨城県小美玉市西郷地 1703 |

※FIT 電気メニューは日本生活協同組合連合会の子会社㈱地球クラブの電力を取次ぎます。

【問い合わせ窓口】

コープデリでんき・ガスコールセンター

0120-362-700 月曜日～土曜日 9:00～18:00 (日曜・年末年始は除く)

お問合せアドレス：<https://ibaraki.coopnet.or.jp/contact/others/support.html> 24時間受付

【申込み方法】

いばらきコープ生活協同組合 (以下、生協) 所定の様式によって申込みいただきます。申込みにあたっては組合員であることが条件となります。生協を脱退される場合はコープデリでんきは利用できなくなります。

【契約内容について】

需給契約の内容の詳細は生協の電気需給約款に従うものとします。生協は約款をホームページ等、生協が適当と判断する方法により組合員に提供します。生協が必要と判断した場合は約款を変更します。その際の提供方法も同様とし効力発生時期を定めて組合員に周知します。

【電気料金について】

電気料金は基本料金・従量料金 (燃調費含む) および再エネ賦課金の合計とします。料金メニューおよび電気料金の詳細は約款をご参照ください。ホームページやチラシなどに記載される電気料金メリットは一定の試算条件に基づいたものでシミュレーション結果は一般的なご家庭の電気使用量に基づき算出した推定値となります。使用状況や気候の変化などによる使用電力量の変動や燃料調整費などの変化により実際の電気料金とは異なります。

【電気使用量および電気料金のお知らせとお支払いについて】

コープデリ宅配をご利用の組合員は検針日の属する月の翌月の配達時にお渡しするお届け明細書兼請求書内でお知らせし、お店などをご利用の組合員には郵送による通知といたします。電気料金は毎月、検針日の属する月の翌々月5日 (銀行休業日の場合は翌営業日) に生協に登録された口座から口座振替にてお支払いいただきます。支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合 15 日前を目安に解約通知を行ったうえで需給契約を解約させていただきます。

【需給電圧および周波数について】

100V および 200V 周波数：50Hz

【小売供給開始予定日】

申込み受付後からおおよそ 2 週間以降の各検針日。新たに入居される方は入居日。

【使用量の計量および算定方法】

東京電力パワーグリッド株式会社 (以下、東電 PG) が設置する電力量計によります。算定方法は供給地点における 30 分毎に計量される電力量を算定期間において合計した値により算定します。

【契約期間・解約手数料等】

契約期間は供給開始月から 1 年間となりますが契約期間中に解約された場合であっても解約手数料はございません。契約期間満了日に先だって組合員または生協から解約の申し出がない時は同条件にて自動的に 1 年間本契約が更新されます。ただし解約に伴い東電 PG から託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合、組合員は生協の請求に応じ当該精算金額を生協に支払うものとします。

【契約電流・契約容量】

申込書に記載された契約電流または契約容量とし、電気需給約款の定めるところに従い生協と組合員との協議によって決定されます。

【契約締結後の書面交付義務】

組合員と生協との間で本契約が成立した場合、生協は遅滞なく組合員に契約成立の通知書面を送付します。当該通知書面の他、電気需給約款および電気料金メニュー等本契約に関する供給条件を記載した書面についてはホームページに掲載する方法により組合員に交付するものとし、組合員はこの点に同意するものとします。本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合には問い合わせ先までご連絡ください。